

表 1

＜学校訪問等を通じて認知した事例＞

調査項目	指導・助言を行った点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全計画において、定期検査の項目漏れがないよう計画を策定すること。 ・学校薬剤師として定期検査記録に指導、助言を記入していても、その後の改善がされていない。改善を実施し、状況を把握すること。
教室等の環境	<p>＜日常点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検簿に点検した人の氏名を記入すること。 <p>＜定期検査＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照度検査においては、校内の照度環境を考慮して条件の悪い教室についても検査を実施すること。 ・照度の記録では、光の方向を記入することが望ましい。 ・コンピューター教室でモニターの垂直照度の基準値超過に対して、適切な対応をとること。 ・定期検査を省略できる条件を満たしていないまま、省略をしている。省略の条件を理解すること。 ・揮発性有機化合物の簡易法による測定では、基準値の 1/2 以下の濃度でも次回の検査を省略することができないので、定期的に検査する必要がある。 ・揮発性有機化合物の定期検査が例年 5 月または 6 月に実施されているが、気温が高くなる 7 月または 8 月に実施するのが望ましい。 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な照度が得られるよう黒板灯の向きを調整するとよい。
飲料水の水質及び施設・設備	<p>＜日常点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の施設、設備の日常点検は、様式を作成して点検する内容を定めて毎授業日に実施すること。 ・日常点検は、給水システムの末端で実施すること。 <p>＜定期検査＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸水をトイレ用水として使用していた場合、雑用水に該当するため、定期検査等を実施すること。 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水方法が簡易専用水道、小規模貯水槽水道などの水道の区別を理解すること。 ・残留塩素を測定するセルが汚れていたため、洗浄または交換をした方がよい。
学校の清潔の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校薬剤師による大掃除の点検確認日は示されているが、大掃除の実施日が記載されていないので記載すること。

水泳プールの管理	<p><プール日誌に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール水の残留塩素 0.4ppm 未満の時の対応方法等について、職員が確認できるよう対処方法について明文化すること。 ・薬品を投入した後の残留塩素濃度の測定・記録をすること。 ・日常点検として施設設備の点検・記録を実施すること。 ・夏休み用のプール日誌の残留塩素濃度の記載が入泳開始時のみであったためその後は、1時間ごとに測定値を記載すること。
理科室の薬品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物や劇物を保管している場合は、保管場所や管理簿に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示すること。また、表示を必要としないところには表示をしないこと。 ・定期的に薬品管理台帳と照らし合わせ、数量を確認すること。 ・不要な薬品は、整理して早めに処分すること。 ・薬品庫の中に敷いてある砂の量がやや少なく転倒の可能性もあり、十分な量の砂を入れておくとよい。 ・劇物保管庫に劇物以外の薬品が保管されていた。劇物以外は保管しないこと。 ・酸とアルカリが近接して保管されているので、離して保管すること。 ・劇物に該当しない 9%塩酸が毒劇物保管庫にあり、管理簿にも劇物と記載されている。劇物の適用を受ける薬品濃度を確認して管理すること。 ・塩酸を横倒しにして保管しないこと。 ・同一薬品が複数ある場合は、薬品管理簿は個別にして管理するとよい。 ・ラベルがはがれた薬品が確認されたため、表示が適切にされていることを確認すること。
給食の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・検食は、児童生徒が食べ始める 30 分前に終えること。 ・記録には、検食者の氏名を明記すること。
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・給水系統、排水系統を色分けし、水の流れを図示するとよい。 ・定期検査の採水場所、日常点検の水質検査の場所、外部からの給水場所、排水先を記載しておくことよい。 ・給水を止める事態になった場合に役立つため、止水栓の位置を記入するとよい。 ・プールの排水系統を記入すること。

表 2

＜学校独自の取組として評価できる事例＞

調査項目	評価できる活動を行っていた点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・『環境衛生ノート』を作り、環境衛生検査を行った結果を職員で情報共有しており、改善事項についての的確に実施されていた。 ・学校保健安全委員会では、1年間の定期検査の結果や基準値等の数値が記載された一覧表を示しており、次年度の活動計画の参考としていた。 ・夏休みの最終週には職員全員で校内の点検を兼ねた大掃除を実施していた。
保健委員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が委員会活動で測定している飲料水の残留塩素濃度を廊下にわかりやすく掲示し、飲料水が安全に飲用できることを全校児童に知らせていた。 ・児童が飲料水の日常点検を行うにあたり、学校薬剤師から児童に対し具体的でわかりやすい講習会を実施していた。 ・生徒たちが自ら学校環境衛生活動の意義、目的を理解し PR する映像を作成し、校内で広報していた。 ・学校薬剤師と保健委員の児童とのワークショップが開催されていた。 ・生徒主導で委員会活動を充実させ、主体的に活動を継続しており、教員が異動してもレベルを維持して活動が出来ている。
教室等の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスごとの教室の日常点検結果を月別集計し、傾向の把握に努めていた。 ・学校薬剤師が、定期検査だけでなく日常検査の書類にもよく目を通し、適切な指導、助言がなされていた。 ・学校薬剤師が児童の要望から空気の流れを模型で説明。換気の必要性の理解に努めていた。 ・職員間で換気の方法が共有されていた。 ・飲料水の日常点検で、残留塩素が基準下限値である 0.1ppm の場合、再検査して安全確認していた。 ・日常点検において、担任と生徒がコメントを通じて上手にコミュニケーションできていた。 ・机、いすの項目が定期検査から削除されたため、日常的に席が隣の生徒同士で机、いすが体にあっているかチェックしていた。
水泳プールの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・プールの循環ろ過装置出口の濁度や本体の pH の基準超過に対して、設備、装置の点検などを実施し、考えられる対応を実施し、適正に対処していた。
理科室の薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法による危険物の表示、分類もされていた。 ・薬品の転倒防止では、薬品庫でラックに入れて対応していた。
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水系統図に現地の写真も付けており、わかりやすいものを作成していた。
帳簿類	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿類を実情に合わせて使いやすく、記入ミスがない様式に改善していた。

